

続・この国はどこに行くのだらう

「東京朝鮮高校生裁判」と教育の未来

り ちゅに

お話し **李 春熙** 弁護士 (第二東京弁護士会 人権擁護委員会副委員長)

■なぜ朝鮮高校生だけを除外、学ぶ権利は全ての子ども達に平等に保障されるべき

第2回憲法学習会の「日の丸・君が代強制問題」に続き、「憲法と教育問題」の続編として、「東京朝鮮高校生裁判」問題を考えます。この裁判とは、民主党政権時に成立した高校無償化法(現就学支援金法)から、安倍政権が外国人学校のうち唯一朝鮮高校生だけを適用除外としていることに対して、差別・違法であるとして当事者の朝鮮高校生たちが愛知、大阪、広島、福岡、東京で裁判に訴えているものです。

安倍政権は教育基本法の改悪に始まり、首長による政治介入を強める教育委員会制度の見直し、道徳の教科化、大学の自治を壊す学校教育法の改悪など、教育の国家統制を強めて平和憲法のもとでの戦後教育の否定、破壊を進めています。この朝鮮高校生排除の問題もその一環です。

この裁判の争点を通じて、憲法と教育の機会均等、差別問題、ヘイトスピーチなどの問題から、安倍政権のめざす「教育の未来とこの国の姿」について本件訴訟弁護団の李春熙さんと共に考えます。

■李春熙さんプロフィール

1979年生まれ、三重県出身。2002年京都大学経済学部卒業、05年弁護士登録、第二東京弁護士会所属(人権擁護委員会副委員長)、現・銀座三原橋法律事務所

担当事件 朝鮮高校無償化国家賠償請求事件、ニコンサロン「慰安婦」写真展中止事件などを担当。第二東京弁護士会人権擁護委員会では、ヘイトスピーチ・排外主義の問題に取り組む。

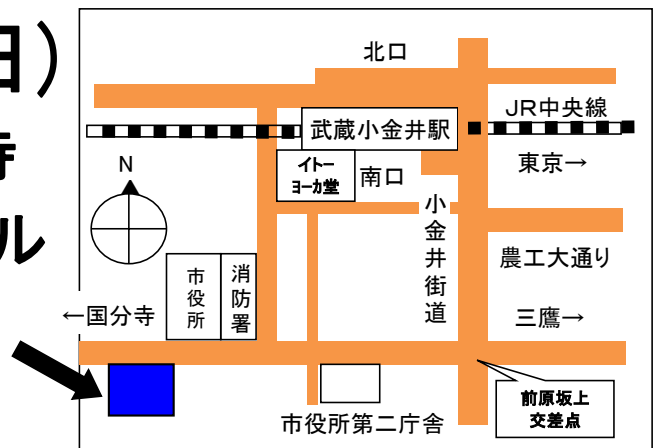
憲法9条を守り活用しよう。みなさまの参加をお待ちしています。

日時 2014年7月6日(日)

午前10時～12時

会場 市民会館萌え木ホール
(小金井市商工会館3階)

資料代 300円(学生200円)



主催 小金井を住みよくする会(代表:針生誠吉・都立大名譽教授[憲法学])

連絡先 小金井を住みよくする会事務局・内田 電話 090-3813-7739